

尾道市立大学大学院授業科目履修規程

平成28年4月1日

規程第206号

(趣旨)

第1条 この規程は、尾道市立大学大学院学則（平成24年規程第2号。以下「学則」という。）第24条第2項の規定に基づき、授業科目の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

2 学則24条第1項に規定されている授業科目は、別表第1のとおりとする。

3 学則第28条第2項に規定されている教科に関する科目並びに教職に関する科目の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(授業時間割)

第2条 授業時間割は、毎学期の授業開始前に告示する。ただし、事情により臨時に変更することがある。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期間内に履修登録しなければならない。

2 前項の登録をしていない科目については、単位の認定は行わない。

(単位認定の要件)

第4条 学則第26条第1項の規定に従い、1授業科目の課程を修了した者には、その単位を認定する。

(認定試験)

第5条 授業科目の課程修了の認定試験は、学期末に行う。ただし、随時に行うこともある。

(追試験)

第6条 追試験は、認定試験をやむを得ない理由により受けることができなかった者について行う。

2 前項にいうやむを得ない理由とは、就職試験、学校代表行事、教育実習、疾病、交通事情、忌引、その他これらに準ずる特別の事情をいう。

3 追試験を希望する者は、「やむを得ない理由」を証明する書類を添付して、指定期日までに追試験願（別記様式第1号）を担当教員に提出し、その許可を受けなければならない。

(試験受直しの禁止)

第7条 単位を認定された授業科目について、試験を受け直すことはできない。

(要出席時数)

第8条 出席時数が授業時数の6割に満たない授業科目については、認定試験及び追試験を受けることができない。

(不正行為)

第9条 試験において不正行為を行った場合には、その期に履修した科目のうち、すべての講義科目を単位認定の対象とせず、「無効」とする。

2 前項にいう講義科目とは、全科目のうち、実習科目と演習科目を除いたものを指す。

3 実習科目や演習科目において試験が行われ、その試験において不正行為が行われた場合、不正行為が行われた科目と、その期に履修した科目のうち、すべての講義科目を、

単位認定の対象とせず、「無効」とする。

4 不正行為が学則第43条の懲戒の事由に該当すると判断される場合には、同条に基づき懲戒することができる。

5 不正行為が行われた場合の具体的な対処は学長が別に定める。

(再履修)

第10条 当該年度開設授業科目の不合格者は、次年度以降に当該科目を再履修することができる。

(成績の通知)

第11条 学習成績は、学期末以降に本人に通知する。

(成績の異議申し立て)

第12条 学生は、成績に関し、異議申し立てができる。

2 前項に関する手続きについては学長が別に定める。

(教育実習履修要件)

第13条 教育実習は、第1学年までに教育職員免許状取得に必要な単位を修得していなければ、これを履修することができない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、本学大学院の授業科目の履修に関し必要な事項は、学長が定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月27日規程第243号)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年度以前の入学生については、第1条、第2条及び第3条の規定は適用せず、なお従前の例による。

付 則 (平成31年3月19日規程第264号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年3月18日規程第311号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月31日規程第331号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月31日規程第321号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年3月31日規程第359号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第1条第2項関係）

(1) 経済情報研究科経済情報専攻 修士課程

授業科目の概要		授業科目の名称		配当年次	単位数			備考
					必修	選択	自由	
基礎科目		マクロ経済学特論	1・2		2		(修了要件) 1 基礎科目から3科目6単位 2 上記1以外の基礎科目を含み専門科目から8科目16単位以上 3 研究演習4単位 研究指導4単位(論文指導) 4 合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文審査及び最終試験に合格すること。 (注1)3科目6単位を超えて修得した基礎科目の単位は、専門科目の単位に代替可能とする。 (注2)研究演習は2科目履修可能とする。この場合、超過4単位は、専門科目の単位に代替可能とする。	
		ミクロ経済学特論	1・2		2			
		経営学特論	1・2		2			
		財務会計特論	1・2		2			
		情報技術特論	1・2		2			
		経済情報数学特論	1・2		2			
専門科目	経済系	計量経済学特論	1・2		2			
		財政学特論	1・2		2			
		金融システム特論	1・2		2			
		国際経済学特論	1・2		2			
		経済政策特論	1・2		2			
		地方財政特論	1・2		2			
		地域経済論特論	1・2		2			
		社会保障特論	1・2		2			
		経済学史特論	1・2		2			
		日本経済史特論	1・2		2			
		貨幣経済学特論	1・2		2			
		公共経済学特論	1・2		2			
	経営系	経営組織論特論	1・2		2			
		管理会計特論	1・2		2			
		簿記論特論	1・2		2			
		租税論特論	1・2		2			
		国際経営特論	1・2		2			
		税務事例特論	1・2		2			
		マーケティング特論	1・2		2			
		企業法特論	1・2		2			
	情報科学系	統計学特論	1・2		2			
		情報管理特論	1・2		2			
		データベース特論	1・2		2			
		情報システム設計特論	1・2		2			
		情報ネットワーク特論	1・2		2			
		大規模情報活用特論	1・2		2			
研究演習Ⅰ			1・2	2				
研究演習Ⅱ			1・2	2				
研究指導(論文指導)Ⅰ			2(1・2)	2				
研究指導(論文指導)Ⅱ			2(1・2)	2				

※貨幣経済学特論は令和7年度以降の入学生は履修できない。

(2) 日本文学研究科日本文学専攻 修士課程

授業科目の概要	授業科目の名称		配当年次	単位数			備考
				必修	選択	自由	
	総合科目	日本文学・言語文化総論	1・2	2			(修了要件) 総合科目 2単位 基幹科目 16単位 専門科目及び関連科目 8単位以上 研究指導(論文指導) 4単位 合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文審査及び修了試験に合格すること。
	基幹科目	日本古典文学特講	1・2	2			
		日本古典文学演習	1・2	2			
		日本近代文学特講	1・2	2			
		日本近代文学演習	1・2	2			
		日本語学特講	1・2	2			
		日本語学演習	1・2	2			
		漢文学特講	1・2	2			
		漢文学演習	1・2	2			
	専門科目	日本古典文学特論Ⅰ	1・2		2		
		日本古典文学特論Ⅱ	1・2		2		
		日本近代文学特論	1・2		2		
		日本語学特論	1・2		2		
		日本語音律特論	1・2		2		
		言語学特論	1・2		2		
		国語教育学特論	1・2		2		
		米文学特論	1・2		2		
		比較文学特論	1・2		2		
		地域文学特論	1・2		2		
		文芸創作特論	1・2		2		
	関連科目	語学実践特論	1・2		2		
		英語学特論	1・2		2		
		心理学特論	1・2		2		
		哲学・倫理学特論	1・2		2		
	研究指導(論文指導)Ⅰ		2	2			
	研究指導(論文指導)Ⅱ		2	2			

※日本語音律特論および心理学特論は令和7年度以降の入学生は履修できない。

※言語学特論および哲学・倫理学特論は令和6年度以前の入学生は履修できない。

(3) 美術研究科美術専攻 修士課程

授業科目の概要	授業科目の名称		配当年次	単位数			備考
				必修	選択	自由	
	基礎理論科目	美学(芸術学)特講	1・2		4		(修了要件) 基礎理論科目 12単位以上 専門演習科目 2単位以上 専門実習科目 16単位以上 合計30単位以上を修得し、研究指導
		美術史特講(日本)	1・2		4		
		美術史特講(西洋)	1・2		4		
		芸術論特講Ⅰ	1・2		2		
		芸術論特講Ⅱ	1・2		2		
		デザイン学特講	1・2		4		
	専門演習科目	日本画材料技法演習	1・2		2		
		絵画総合演習	1・2		2		

		デザイン総合演習	1・2		2		を受けた上で、修了作品及び副論文を提出し、その審査と試験に合格すること。
	専門実習科目	日本画研究AⅠ	1		8		
		日本画研究AⅡ	2		8		
		日本画研究BⅠ	1		8		
		日本画研究BⅡ	2		8		
		油画研究AⅠ	1		8		
		油画研究AⅡ	2		8		
		油画研究BⅠ	1		8		
		油画研究BⅡ	2		8		
		デザイン研究Ⅰ	1		8		
		デザイン研究Ⅱ	2		8		

別表第2（第1条第3項関係）

(1) 経済情報研究科経済情報専攻

認定を受けようとする免許状の種類	教育免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
高専免(商業)	教科及び教科の指導法に関する科目	マクロ経済学特論		2	
		ミクロ経済学特論		2	
		計量経済学特論		2	
		財政学特論		2	
		統計学特論		2	
		金融システム特論		2	
		国際経済学特論		2	
		経済政策特論		2	
		日本経済史特論		2	
		経営学特論		2	
		経営組織論特論		2	
		管理会計特論		2	
		財務会計特論		2	
		簿記論特論		2	
		租税論特論		2	
		マーケティング特論		2	
		企業法特論		2	

(2) 日本文学研究科日本文学専攻

認定を受けようとする免許状の種類	教育免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
中専免(国語) 高専免(国語)	教科及び教科の指導法に関する科目	日本文学・言語文化総論	2		
		日本古典文学特講	2		
		日本古典文学演習	2		
		日本近代文学特講	2		
		日本近代文学演習	2		
		日本語学特講	2		

		日本語学演習	2		
		漢文学特講	2		
		漢文学演習	2		
		日本古典文学特論Ⅰ		2	
		日本古典文学特論Ⅱ		2	
		日本近代文学特論		2	
		日本語学特論		2	
		日本語音律特論		2	
		言語学特論		2	
		国語教育学特論		2	
		比較文学特論		2	
		地域文学特論		2	
		文芸創作特論		2	

※日本語音律特論は令和7年度以降の入学生は履修できない。

※言語学特論は令和6年度以前の入学生は履修できない。

(3) 美術研究科美術専攻

認定を受けようとする免許状の種類	教育免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
中専免(美術) 高専免(美術)	教科及び教科の指導法に関する科目	美学(芸術学)特講		4	
		美術史特講(日本)		4	
		美術史特講(西洋)		4	
		芸術論特講Ⅰ		2	
		芸術論特講Ⅱ		2	
		デザイン学特講		4	
		日本画材料技法演習		2	
		絵画総合演習		2	
		デザイン総合演習		2	
		日本画研究AⅠ		8	
		日本画研究AⅡ		8	
		日本画研究BⅠ		8	
		日本画研究BⅡ		8	
		油画研究AⅠ		8	
		油画研究AⅡ		8	
		油画研究BⅠ		8	
		油画研究BⅡ		8	
		デザイン研究Ⅰ		8	
		デザイン研究Ⅱ		8	

様式第 1 号（第 8 条関係）

追 試 験 願

年 月 日

担当教員 様

科	学籍番号
目	氏 名

認定試験を受けなかった（受けられない）理由：

証 明 書

※ 証明書別紙別添に代え、
この欄を使用してもよい。

上記理由に相違ないことを証明する。

年 月 日

証明者氏名

印

追 試 験 成 績 票

年 月 日

評 点

上記追試験の評点は左のとおりである。

担当教員氏名

印